

砥部町公共下水道事業における公共ます設置取扱要綱

平成20年2月14日  
砥部町告示第8号

(目的)

第1条 この告示は、砥部町公共下水道事業における下水道管渠に汚水を流入させるために必要なます及び取付管（以下「公共ます」という。）の設置について、一定の基準を設け、取扱いの統一を図ることにより、住民間の公平性を確保することを目的とする。

(設置場所の確認)

第2条 公共ますの設置場所の確認は、公共ます設置申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、建物所有者及び土地所有者ごとに行うものとする。

2 前項の申請書による確認は、次表の中欄に掲げる課税地目区分によりそれぞれ当該右欄の照会区分に応じ行うものとする。

区分	課税地目区分	照会区分
1	課税地目が宅地のすべての土地	該当するすべての土地について照会する。
2	課税地目にかかわらず市街化区域内のすべての土地	
3	課税地目が以下の場合 一般田・一般畑・池沼・ため池 一般山林・原野・その他雑種地 墓地・境内地	建物等がある土地についてのみ照会する。
4	課税地目が以下の場合 学校用地・公園・水道用地	協議による。

3 前2項の規定にかかわらず、一体利用している土地（2筆以上の土地が隣接又は連続している場合は、これを1筆とみなす。）については、土地所有権又は課税地目にかかわらず、一体利用している土地を一つの画地と認定し、設置照会を行うものとする。

4 前項の画地とは、堀、柵、生垣、擁壁、石積等、物理的な工作物により区分された一つの区画をいい、公共ます設置確認時の現況により判断するものとする。

(設置数)

第3条 公共ますの設置個数は、1画地又は汚水が生ずる建物1棟（同一敷地内の従たる建物を除く。）につき1個とする。ただし、同一敷地内で建物又は土地所有者が公共ますの共有を希望し、町長が認めたときは、この限りでない。

2 前項において、渡り廊下等により2棟以上の汚水が生ずる建物を接合している場合は、当該2棟以上の建物はそれぞれ1棟の建物とみなす。

(設置の条件)

第4条 公共ますの設置場所は、下水道管渠が布設される道路の官民境界から1メートル以内の民有地内で、最も経済的な位置に設置することを原則とする。ただし、次の各号に該当するときは、当該各号に定める場所とすることができる。

- (1) 現に発生している道路後退地又は道路後退予定地の場合 道路後退線又は道路後退予定線から1メートル以内の民有地
- (2) 敷地及び建物の配置の状況により官民境界から1メートル以内に公共ますの設置場所がない場合 官民境界から1メートルを超える民有地内で最も経済的な場所
- (3) 公共ます設置希望場所の掘削時に移設困難な地下埋設物が確認された場合 施工済みの取付管方向に民有地内で最も経済的な場所

(費用の負担)

第5条 次に掲げる公共ますの工事費用は、申請者の負担とする。

- (1) 申請者の事情により公共ますを同一敷地内において移転、改築又は撤去する場合の工事費用
- (2) 第3条に規定する基準を超えて公共ますを設置する場合、その超えて設置する公共ますに係る工事費用
- (3) 建物所有者又は土地所有者に起因する事故等により損傷した場合の公共ますの復旧に係る工事費用
- (4) 当該民有地に接する下水道管渠布設工事施行時に現に汚水が流れる状態にある建物が存在するにもかかわらず、公共ますの設置を拒み、当該工事施行後に設置を希望する場合の公共ますに係る工事費用

2 申請者の負担で公共ますを設置する場合は、設置しようとする公共ますの規格・機能等及び施工者について町と事前に協議し、前条に規定する条件に基づき設置し、公共ます等寄附採納申請書(様式第2号)により町へ帰属するものとする。

(町が設置する以外の公共ますの施工者)

第6条 町が設置する以外に公共ますの施工を行うことができる者は、次の各号のすべてに該当する事業者でなければならない。

- (1) 砥部町公共下水道条例(平成22年砥部町条例第20号)第7条に規定する指定工事店
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する主任技術者が専属している事業者
- (3) その他適切に施工を行うことができると町長が認める事業者

(設置時期)

第7条 公共ますの設置時期は、当該民有地に接する公共下水道管渠布設工事の際に行う。

2 下水道管渠布設工事施行時に更地等の状態で汚水元がなく、公共ますを設置していない民有地で、工事施行後に家屋等の新築により公共ますが必要となった場合の公共ますの設置時期は、土地所有者等の申請の後、町が決定する。

(維持管理)

第8条 この告示により設置された公共ますは、町に帰属し、当該土地の地代等は無償とする。

2 公共ますの維持管理は、町が行う。ただし、公共ますの清掃は使用者等が行う。

(全体計画区域外の取扱い)

第9条 下水道全体計画区域外の土地については、次の各号のすべてに該当する場合、下水道全体計画区域内と同様に取り扱うことができるものとする。

- (1) 全体計画区域外から生じる汚水を下水道へ排除するに当たり、汚水量の増加が流入下流管渠の流下能力及び処理場の処理能力に支障がないこと。
- (2) 自然流下により、汚水の排除が可能なこと。
- (3) 取付管及び公共ますの施工で、汚水の排除が可能なこと。
- (4) 前号の取付管の最大延長は、当該取付管内径の120倍以下とすること。

2 前項第1号及び第2号に該当し、下水道への接続希望者の負担において下水道施設(下水道管渠及び取付管並びに公共ますをいう。以下同じ。)を施工する場合、下水道施設を砥部町へ寄附することを前提に、下水道への接続を認めることができるものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成20年7月17日告示第76号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成21年8月7日告示第76号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成22年7月7日告示第106号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日告示第35号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和8年3月27日告示第79号)


この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第2条、第4条、第6条関係）

（表）

公共ます設置申請書

	第	年	月	号
				日
砥部町長	様			
・申請者	<input type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> 家屋所有者		住所 _____	
			氏名 _____	
			電話番号 _____	
・その他権利を有する者	<input type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> 家屋所有者		住所 _____	
			氏名 _____	
			電話番号 _____	
公共ます設置地番	砥部町		番地	
私の所有する（権利を有する）上の土地に、裏面の記以下の条件で下のとおり公共ますを設置願います。				

<p style="text-align: center;">公共ます設置場所見取図</p> <p>※ 公共ますの位置を明示してください。 公共ます=◎</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="margin-top: 20px;">下水道本管は _____ の位置に敷設される予定です。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">町記入欄</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">工事名</td> <td style="width: 50%;">年度 第 号</td> </tr> <tr> <td>番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>画地面積</td> <td style="text-align: right;">m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>担当者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工業者</td> <td></td> </tr> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">現地確認欄</th> </tr> <tr> <td>確認日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>立会人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td><input type="checkbox"/>同時 <input type="checkbox"/>別途</td> </tr> <tr> <td>公共ます数</td> <td></td> </tr> </table>	町記入欄		工事名	年度 第 号	番号		画地面積	m <sup>2</sup>	担当者		施工業者		現地確認欄		確認日	年 月 日	立会人		施工区分	<input type="checkbox"/> 同時 <input type="checkbox"/> 別途	公共ます数	
町記入欄																							
工事名	年度 第 号																						
番号																							
画地面積	m <sup>2</sup>																						
担当者																							
施工業者																							
現地確認欄																							
確認日	年 月 日																						
立会人																							
施工区分	<input type="checkbox"/> 同時 <input type="checkbox"/> 別途																						
公共ます数																							
備 考																							

太枠内のみ記入してください。

□欄には、該当する所をはねてください。

(裏)

記

- 1 公共ます等の設置部分の土地については、使用料、補償金等の請求はいたしません。
- 2 公共ます等の設置場所を変更し、加工し、又は廃止しようとするときは、町長に届けてその指示に従い、私方の費用で施工します。
- 3 土地の所有権若しくは権利等を第三者に譲渡した場合は、譲受人に公共ます等に係る町の使用权を承継させます。
- 4 公共ます等の上部及び周辺には、維持管理上支障となる施設、工作物その他物件を設けません。
- 5 私の都合により、公共ますの設置を2箇所以上希望する場合は、2箇所目からの設置費用は私が負担し、設置した公共ますを含めた下水道取付管の施設を、町に寄附します。
- 6 前各項に記載のない事項その他疑義を生じた事項については、町と協議の上、決定します。

様式第2号(第5条関係)

公共ます等寄附採納申請書

年 月 日

砥部町長 様

住 所 \_\_\_\_\_

フリガナ

氏 名 \_\_\_\_\_

(電 話 \_\_\_\_\_ )

下記の公共ます等を町に寄附したいので、別紙添付書類を添えて申請します。なお、土地の所有権の移転があっても無償占有は存続いたします。

記

公共ます等の表示

設置場所	砥部町	番地
設置時期	年 月 日	
設置個数	個	

公共ます等の施工者

事業者名  
住 所  
連絡先  
主任技術者

※提出の際は以下の書類を添付すること

- ・位置図、平面図、断面図、工事写真